

## 旅費規程

- 第1条 この規程は、富山市立呉羽中学校PTA役員または会員（ただし教職員は除く）が、PTA活動における研修会、講演会、会議等に出席する場合の旅費について定める。
- 第2条 PTA活動における旅費は、次の項目に区分する。  
（1）交通費  
（2）駐車場費  
（3）宿泊費
- 第3条 旅費の算出は次の通りとする。
- （1）交通費
- |          |      |
|----------|------|
| ①呉羽中学校区内 | 0円   |
| ②富山・射水市内 | 500円 |
| ③その他県内   | 800円 |
- ④公共交通利用の場合は実費を支給する。  
⑤上記以外あるいは必要に応じて、正副会長で協議の上、決定する。
- （2）駐車場費
- ①1,000円以下のものについて、実費を支給する。  
②上記以外のものについては、正副会長で協議の上、決定する。  
できるだけ無料駐車場の利用、公共交通の利用を心掛ける。
- （3）宿泊費
- ①宿泊を要する用務の場合は、1泊税込7,000円以下の実費を支給する。  
②研修会等で宿泊費が定められている場合は相当額を支給する。
- 第4条
1. 前条の旅費は、出席した者の代表者を通じて請求する。
  2. 複数の参加者が1台の車に乗り合わせた場合は、運転者のみ支給する。
  3. 会計は、出席した代表者から提出された旅費請求書に基づいて支給する。
- 第5条 用務終了後、速やかに旅費請求書を提出する。（年度内限定）

## 慶弔およびその他規程

- 第1条 慶事：本会会員が公的表彰を受けた場合は、執行部の協議に基づき祝意を表す。
- 第2条 弔事：以下の場合、弔慰金と生花等を贈る。  
①会員の死去 ②生徒の死去 ③教職員の配偶者の死去  
金額等については正副会長が協議の上、決定する。
- 第3条 見舞：会員または生徒が災害等不慮の事故にあった場合は、正副会長が協議の上決定する。
- 第4条 上記以外に必要と認められる場合は、正副会長で協議の上決定する。
- 第5条 第1～4条について、急を要する場合は、会長の裁量によって決定する。

# 旅 費 請 求 書

呉羽中学校  
PTA会長

様

用務名	
日時	平成 年 月 日 ( )
会場 (所在地)	( )
交通費	_____ 円 × _____ 人分 円
駐車場費	_____ 円 × _____ 人分 円
宿泊費	_____ 円 × _____ 人分 円
請求者名	

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

---

# 領 収 書

呉羽中学校  
PTA会長

様

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 旅費として、正に領収いたしました。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印)